項目

笠間市建設工事成績評定規程(平成 18年笠間市告示第25号)第5条第 1項の建設工事成績表による工事種別 ごとの採点(笠間市が発注した、当該 建設業者の過去4年間(令和3年1月 1日から令和6年12月31日までに 竣工したもの)における1件130万 円以上の工事の工事成績の平均点数と する。この場合において、共同企業体 (以下「JV」という。)が完成した工 事の点数は、当該JVの各構成員の数値 として取り扱うものとする。)

数值

次式により算出する数値(工事の種 別ごとに算出する。)

(工事成績の平均点数-70)×3 注1) 検査実績が無い年には70 点を与えるものとする。

注2) 平均点数は小数第2位以下 切捨てとし、算出した数値は、小 数点以下切捨てとする。

格付対象工事の種類毎の笠間市建設 工事優良業者表彰規程(平成18年笠 いては、次式により算出する数値 間市告示第26号)に基づく受賞件数 (当該建設業者の前年を基準年とした 過去5年間の件数とする。この場合に おいて,建設共同企業体(以下「JV」 という。)が受けた受賞件数は、当該 IVの各構成員の件数として取り扱うも のとする。)

市長表彰の受賞実績のあるものにつ 受賞件数×10

笠間市建設工事請負業者指名停止等 規程(平成18年笠間市告示第21 号)に基づく指名停止措置の件数(当 該建設業者の過去2年間(令和5年1 月1日から令和6年12月31日ま で)における件数とする。この場合に

以下の1~4により算出する数値の 和

2週間の指名停止措置を受けた実 1 績のあるものについては、次式によ り算出する数値

指名停止措置の件数×(-5)

おいて、JVが受けた指名停止措置の件 2 数は、当該JVの各構成員の件数として 取り扱うものとする。)

- 2 2週間を超え1箇月以下の指名停 止措置を受けた実績のあるものにつ いては、次式により算出する数値 指名停止措置の件数×(-1 0)
- 3 1 箇月を超え6 箇月未満の指名停 止措置を受けた実績のあるものにつ いては、次式により算出する数値 指名停止措置の件数×(-1 5)
- 4 6 箇月以上の指名停止措置を受け た実績のあるものについては、次式 により算出する数値

指名停止措置の件数×(-20)

笠間市建設工事暴力団排除対策措置 要綱(平成18年笠間市告示第27 号)に基づく指名除外措置の件数(当 該建設業者の過去2年間(令和5年1 月1日から令和6年12月31日ま で)における件数とする。この場合に おいて、JVが受けた指名除外措置の件 数は、当該JVの各構成員の件数として 取り扱うものとする。)

以下の1~4により算出する数値の 和

1 3箇月以下の指名除外措置を受けた実績のあるものについては、次式により算出する数値

指名除外措置の件数×(-5)

2 6 箇月以上 9 箇月未満の指名除外 措置を受けた実績のあるものについ ては、次式により算出する数値 指名除外措置の件数×(-1

(0)

3 9箇月以上12箇月未満の指名除 外措置を受けた実績のあるものにつ いては、次式により算出する数値 指名除外措置の件数×(-1 5)

4 12箇月以上の指名除外措置を受けた実績のあるものについては、次式により算出する数値

指名除外措置の件数×(-20)

建設業法(昭和24年法律第100 号)第28条に基づく指示処分又は営業停止処分の件数及び法第29条に基づく許可取消しに相当すると認められる件数(当該建設業者の過去2年間(令和5年1月1日から令和6年12月31日まで)における件数とする。この場合において、JVが受けた指示処分又は営業停止処分の件数は、当該JVの各構成員の件数として取り扱うものとする。)

以下の1~5により算出する数値の 和

1 指示処分を受けた実績のあるもの については、次式により算出する数 値

指示処分の件数× (-5)

2 30日未満の営業停止処分を受け た実績のあるものについては、次式 により算出する数値

> 営業停止処分の件数×(-1 0)

3 30日以上90日未満の営業停止 処分を受けた実績のあるものについ ては、次式により算出する数値 営業停止処分の件数×(-15)

4 90日以上の営業停止処分を受け た実績のあるものについては、次式 により算出する数値

> 営業停止処分の件数× (-2 0)

5 許可取消しに相当すると認められる実績のあるものについては、次式により算出する数値

許可取消しに相当すると認められる件数× (-20)

申請日現在における建設業労働災害防止協会への加入状況(申請に基づき算出する。)

加入している者に対して5点

- 1 申請日現在における茨城県産業戦 略部労働政策課が実施する「働き方 改革優良(推進)企業」の認定(認 定証を受領)及びその内容(申請に 基づき算出する。)
- 2 申請日現在における経済産業省が 実施する「健康経営優良法人」の認 定(認定証を受領)及びその内容又 は茨城県保健医療部健康推進課が実 施する「いばらき健康経営推進事業 所」の認定(認定証を受領)及びそ の内容(申請に基づき算出する。)
- 3 申請日現在における未来を拓くパートナーシップ構築推進会議が実施する「パートナーシップ構築宣言」企業の認定

以下の1~3により算出する数値の和 注) 算出した数値が20点を超える 場合は20点とする。

1 「働き方改革優良企業」の認定を受けている者に対して5点。

「働き方改革推進企業」の認定を 受けている者に対して2点。重複 加点は行わない。「働き方改革進進 加点企業」又は「働き方改革推進企 業」の認定を受けている者にある者に入り個別では4週8体による場合は5点を加算。ただし、「働き方改革優良(推進)企業」の申請 書類において確認できる者に限 る。

- 2 「健康経営優良法人」の認定を受けている者に対して20点。「いばらき健康経営推進事業所」の認定を受けている者に対して2点。重複加点は行わない。
- 3 「パートナーシップ構築宣言」の承認を受けて公表されている者に対して5 点

1 総合評定値通知書に記載された常

以下の1~4により算出する数値の

勤の技術職員のうち、女性又は若年 者の人数(申請に基づき算出す る。)

- 2 申請日現在における笠間市が実施 する「キラリかさま優良企業認定制 度」の認定状況
- 3 令和6年11月1日現在において、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の2に掲げる特定技能又は技術・人文知識・国際業務の在留資格を有する者を常勤の職員として雇用している者(申請に基づき算出する。)
- 4 令和6年6月1日現在において、 障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和35年法律第123号。以下 「障害者雇用促進法」という。)第 2条に掲げる障害者を常用労働者と して雇用している人数(申請に基づ き算出する。)

和

- 1 総合評定値通知書に記載された常 勤の技術職員のうち、女性又は35 歳未満の若年者の人数×5点
- 注) 算出した数値が20点を超える 場合は20点とする。
- 2 笠間市が実施する「キラリかさま 優良企業認定制度」の認定を受けて いる者に対して2点
- 3 令和6年11月1日現在において、特定技能1号若しくは2号又は技術・人文知識・国際業務の在留資格を有する者を常勤の職員として雇用している者に対して10点
- 注) 常勤性の確認は、原則として、 健康保険・厚生年金保険被保険者標 準報酬決定通知書により行う。当該 確認書類により常勤性が確認できな い場合は、常勤の職員と認めない。
- 4 以下の(1)~(3)のいずれかにより算出する数値
 - (1) 障害者雇用促進法第43条 第7項の規定に基づき障害者の雇 用に関する状況を報告する義務の ある者(常用労働者の数が43. 5人以上である場合)について は、次式により算出する数値

障害者の雇用人数のうち障害者 雇用促進法第43条第1項に規定 する法定雇用障害者数を超える人

数×5点

- (2) 障害者雇用促進法第43条 第7項の規定に基づき障害者の雇 用に関する状況を報告する義務の ない者(常用労働者の数が43. 5人未満である場合)について は、次式により算出する数値 障害者の雇用人数×5点
- (3) 申請日現在で茨城県産業戦 略部労働政策課が実施する「茨城 県障害者雇用優良企業認定制度」 の認定を受けている者に対して1 0点
- 注1) (1)及び(2)により算出 した数値の合計が10点を超える場 合は10点とする。
- 注2)(1)の障害者の雇用人数 は、障害者雇用促進法第43条第3 項から第5項まで及び第8項に基づ き算定された数とする。
- 1 格付対象工事の種類毎の技術者 数。ただし、総合評定値通知書に記 載された数に限る。(申請に基づき 算出する。)
- 2 CPDS、建築CPDの一定の学習履歴を ~ (4)により算出する数値の和 有している職員の在籍状況及び取得 ユニット又は単位数(申請に基づき 算出する。)
- 3 若年技術職員の入職を促す取組に よる入職者数(申請に基づき算出す

以下の1~3により算出する数値の 和

- 1 総合評定値通知書に記載された技 術者の実数に応じて、以下の(1)

 - (1) 監理技術者の数×3点
 - (2) 1級技術者((1)で評価 された者を除く。) の数 \times 2. 5 点
 - 監理技術者補佐の数×2点 (3)

る。)

- (4) 登録基幹技能者の数×1.5点
- 注) 算出した数値の合計が40点を 超える場合は40点とする。
- 2 申請日現在において、継続学習制度(CPDS又は建築CPD)の学習単位を取得している技術者が在籍している場合に加点するものとし、更に、その取得ユニット又は単位を取得している技術者全員の取得ユニット又は単位数の合計値に応じて、以下のとおり加点する。なお、対象は令和4年11月1日から令和6年10月31日の間に取得したユニット又は単位とする。
 - (1) 一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度(CPDS)における学習単位を取得している技術者(土木施工管理技士)を在籍させている場合に3点また、技術者の取得ユニット数に応じて10ユニットにつき1点(加点対象業種は、土木及び舗装とする。)
 - (2) 建築CPD運営会議(事務局: 公益財団法人建築技術教育普及センター)の建築CPD(継続能力/職能開発)情報提供制度における学習単位を取得している技術者を在籍させている場合に3点

また、技術者の取得単位数に応じて10単位につき1点(加点対象業種及び資格区分は次のとおり。)

建築:建築士、建築施工管理技士電気:建築設備士、電気施工管理技士

管:建築設備士、管工事施工管理 技士

- 注) 算出した数値の合計が10点を 超える場合は10点とする。
- 3 経営事項審査の審査基準日から過去1年に増加した35歳未満の常勤の技術職員のうち、インターンシップ、就職説明会等、若年者の入職を促す取組による入職者数×5点
- 注1) 算出した数値の合計が10点 を超える場合は10点とする。
- 注2) 経営事項審査の審査基準日から過去1年間に増加した35歳未満の常勤の技術職員は、経営事項審査の際に提出した技術職員名簿により確認する。
- 1 申請日現在における、笠間市(出 先機関を含む。)の防災活動(防疫 活動を含む。)に関する協定の締結 状況
- 2 過去2年間(令和5年1月1日から令和6年12月31日まで)において、笠間市との防災協定に基づく

以下の1~3により算出する数値の 和

- 1 笠間市との防災活動に関する協定 を締結している建設協会等の会員に10点
- 2 笠間市との防災協定に基づき実際 に防災活動を行った者に対して、次

要請により実際に行った防災活動の 状況

3 過去2年間(令和5年1月1日か ら令和6年12月31日まで) にお いて、笠間市の要請により実際に行 った防疫活動の状況

式により算出する数値を加算する。 活動実績回数×5点

|3 笠間市からの要請に基づき実際に 防疫活動を行った者に対して、次式 により算出する数値を加算する。

活動実績回数×5点

注) 1~3により算出した数値の合 計が30点を超える場合は30点と する。

令和5年1月1日から令和6年12 月31日までの間に竣工した、国、 |県、市町村又は特殊法人が発注したICT||注1) 対象とするICT活用工事は、発 活用工事を元請として施工した実績 (申請に基づき算出する。)

ICT活用工事を元請として施工した実 績を有する者に対して10点

- 注者が定める要項等に基づき、「3 次元起工測量」、「3次元設計デー タ作成」、「ICT建設機械による施 工」、「出来形管理」のいずれかの ICT施工技術を活用して行った工事と し、その実施について設計図書に明 示されている者に限る。
- 注2) 市外を施工場所とする施工実 績も対象とする。
- 注3) JVによる施工実績は、代表構 成員、構成員にかかわらず、共同施 工の場合に限り対象とする。

上記に定めるもののほか、必要な事 項

必要が生じた際に,入札参加資格審 査委員会が別に定める。